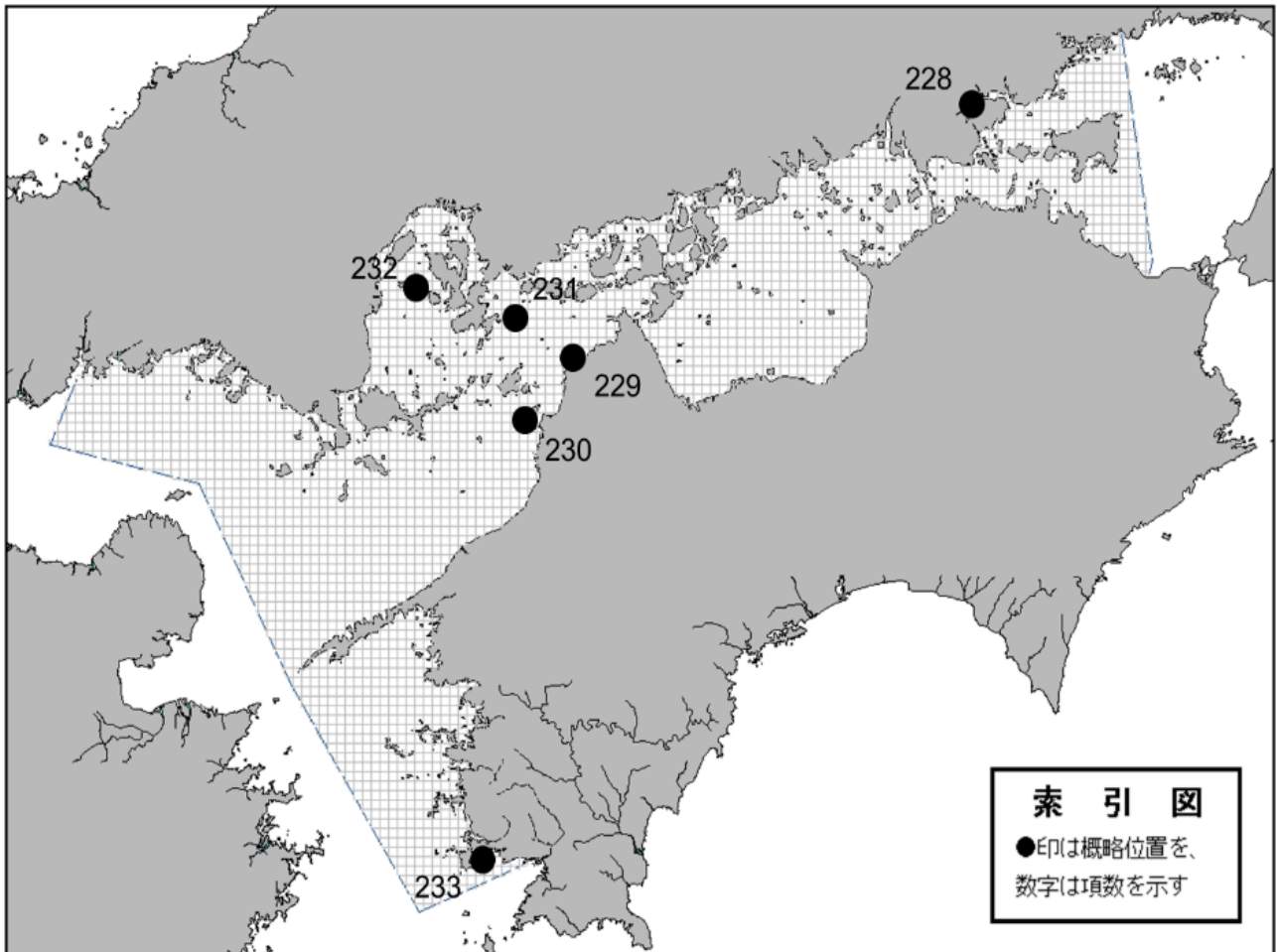


第六管区水路通報 第 23 号

令和8年6月19日

第六管区海上保安本部

- 第 228項 瀬戸内海 - 岡山港 灯浮標一時移設
- 第 229項 瀬戸内海 - 安芸灘、菊間港南西方 魚礁設置
- 第 230項 瀬戸内海 - 松山港付近、興居島西岸 魚礁設置
- 第 231項 瀬戸内海 - 安芸灘、倉橋島東方 沈船存在
- 第 232項 瀬戸内海 - 広島湾 海上訓練
- 第 233項 四国南岸 - 宿毛湾北部 魚礁設置



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定期的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

★8年228項 瀬戸内海 - 岡山港 灯浮標一時移設

六管区水路通報8年20号195項削除
期間 令和8年7月中旬まで
名称 岡山第7号灯浮標
位置 34-35-42N 133-57-22E (海図図載位置の真方位270度約205m)
海図 W155
海誌 411 4017番
出所 第六管区海上保安本部



★8年229項 瀬戸内海 - 安芸灘、菊間港南西方 魚礁設置

位置 34-00-44N 132-47-24E
備考 高さ約0.5m、5基
海図 W141-W1108-JP1108
出所 第六管区海上保安本部



★8年230項 瀬戸内海 - 松山港付近、興居島西岸 魚礁設置

位置 33-54-04N 132-39-30E
備考 高さ約0.5m、5基
海図 W1124-W1131-W164-W141-W1102-JP1102-W1108-JP1108
出所 第六管区海上保安本部



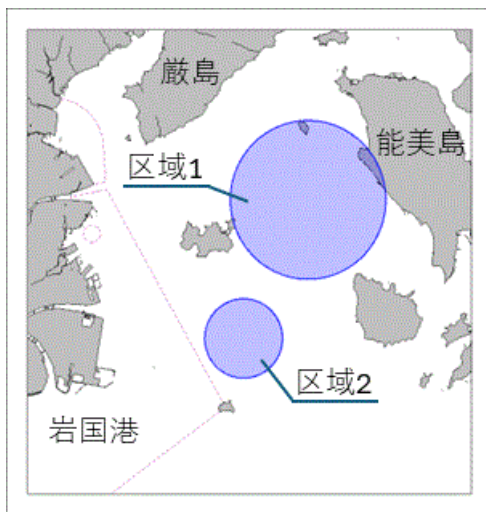
★8年231項 瀬戸内海 - 安芸灘、倉橋島東方 沈船存在

位置 34-07-04N 132-38-30E
備考 (1) 漁船(漁網付き)、長さ10m
(2) 灯付浮標で漁網位置を明示
海図 W141-W1108-JP1108
出所 呉海上保安部



★8年232項 瀬戸内海 - 広島湾 海上訓練

期 間 令和8年6月23日の1000～1600
区域1 34-12.5N 132-21.5Eの地点を中心とする半径2.0海里の円内
区域2 34-09.0N 132-19.5Eの地点を中心とする半径1.0海里の円内
備 考 海上自衛隊による訓練
海 図 W113-W142-W1108-JP1108
出 所 第六管区海上保安本部



★8年233項 四国南岸 - 宿毛湾北部 魚礁設置

位 置 32-55-15N 132-31-34E
備 考 (1) 高さ約0.9m、28基
(2) 高さ約1.8m、16基
(3) 高さ約2.2m、13基
海 図 W151-JP151-W108-JP108-W1220-JP1220
出 所 第六管区海上保安本部

